

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十二号

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成十八年十二月奈良県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号ク中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。